



障地発第0226001号
障障発第0226001号
平成20年2月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課地域生活支援室長



障害福祉課長



地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について

平成20年2月14日政令第25号をもって地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年3月1日から施行することとされたところである。本政令の内容は、地方公共団体又は地方公営企業が随意契約することができる範囲に、地方公共団体の規則（地方公営企業については「管理規程」。）で定める手続により、障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合を追加するものである。管内市町村、関係団体、障害者支援施設等を経営する社会福祉法人等に周知されるとともに、契約担当部局とも連携を図り、下記の事項に留意の上、適切に運用されるよう、配慮されたい。

なお、本政令の公布に際し、別添のとおり総務省自治行政局長より各都道府県知事あて通知されたところであるので念のため申し添える。

記

- 1 平成18年より、障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で自立した生活を営むことができる社会を目指し、障害者の就労支援を積極的に推

進していくこととしているところであるが、このような中、障害者支援施設等への業務発注が減少傾向にある等の状況にかんがみ、良質で安定的な仕事の確保を図るため、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携の上、その取組について配慮されたいこと。

- 2 障害者支援施設等の製作する物品及び提供する役務について、その取扱品目等の状況を十分に把握した上で、工賃倍増5か年計画による工賃水準向上に向けた取組の一環としても、その優先発注など適切な活用を図られたいこと。

【対象となる障害者支援施設等】

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設、小規模作業所（障害者基本法第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）。（経過措置として、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

【障害者支援施設等が取り組んでいる具体的事例】

○ 役務の例

- ・ 印刷（封筒、名刺、割引証、各種様式、記念誌、広報啓発ポスター等）、会議のテープおこし、公共施設の清掃・除草、クリーニング、縫製作業、包装・組立、発送業務、コンピュータソフト開発、コンテンツ製作、データ入力、リネンサプライ 等

○ 製品の例

- ・ 庁用物品（時計、テーブル、表示板、作業服 等）
- ・ 大会等各種記念品（木工製品、しおり、石けん、コースター 等）
- ・ 啓発用物品（手芸品、陶芸品、紙製品 等）



総行行第15号
平成20年2月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第25号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）は、平成20年2月14日に公布され、同年3月1日から施行されることとなりました。

改正令は、地方公共団体による契約の締結に関し、障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し、不正行為に対する入札参加停止期間の延長、総合評価一般競争入札の手続の簡素化等を行うものであり、改正規則は、総合評価一般競争入札の手続の簡素化に伴い、所要の改正の整備を図ることを内容としたものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 改正の内容

1 契約に関する制度の見直しに関する事項

- (1) 地方公共団体の随意契約について、その対象となる契約として障害者支援施設等から物品を買い入れる契約のほかに新たに役務提供を受ける契約を加えることとする。 (令第167条の2第1項第3号関係)
- (2) 一般競争入札に参加させないことができる期間の起算点及び上限について、該当事実があった後2年間入札に参加させないことができるとしていたものを見直し、該当

事実があったと認められるときは、3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができることとすること。(令167条の4第2項関係)

- (3) 総合評価一般競争入札を行う場合における学識経験者の意見聴取手続を簡素化し、落札者決定基準を定めるときに学識経験者の意見を聴かなければならないこととすること。当該意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないこととすること。(令第167条の10の2第4項及び第5項、則第12条の4関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 その他

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充について要請してきたところであるが、今般の改正により、当該方式のより一層の導入・拡充を図りたいこと。

また、公共工事以外の請負の契約についても、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価方式による一般競争入札の導入・拡充を図ることが求められていることにも留意が必要であること。なお、一般競争入札の参加資格等については、競争性を十分に確保しつつ不良不適格業者の排除等についても配慮が必要であること。

○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (本則関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(随意契約)</p> <p>第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービ</p>	<p>(随意契約)</p> <p>第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契</p>

ス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）